

1 監査の対象 総合磐城共立病院

2 監査実施期間 平成 28 年 8 月 18 日から平成 28 年 11 月 24 日まで

3 監査の範囲

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の方法

次長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 支出事務（その1）

院外講師の旅費に係る支出事務において、旅費の算出に誤りのある例が認められた。

（磐城共立高等看護学院）

※ 院外講師による市の区域内の地域の旅行に対して支給すべき旅費の額については、「いわき市職員等の旅費に関する条例」及び「いわき市職員の日額旅費の支給に関する規則」を適用し、交通機関に支払った実費額を支給することとされている。

平成28年4月及び5月分の院外講師に対する旅費の支給については、旅行に要した運賃実費額（路線バス運賃）を旅費として支給しているが、路線バス運賃の平成26年4月1日付けの改正により、「高専前～平南町」区間については、改正後の現行の規定である片道210円が適用されるにもかかわらず、改正前の片道200円で算出していた。

なお、「中央台北中～平南町」区間に係る旅費の算出についても、同様の例が認められた。

いわき市職員等の旅費に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、市が公務のために旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（日額旅費）

第24条 日額旅費は、市の区域内の地域（いわき市東京事務所及びいわき市東京観光物産交流センターに勤務する職員にあつては、都の特別区に属する全地域）の旅行及び研修若しくは講習その他これらに類する目的のための旅行について支給し、その支給額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、第6条第1項に掲げる旅費についてこの条例で定める額を超えることができない。

いわき市職員の日額旅費の支給に関する規則

（市内旅行の日額旅費）

第2条 職員が、公務のため市の区域内の地域（以下「市内」という。）を旅行し、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、車賃又は宿泊料を支給する。

(1) 交通機関を利用し、片道2キロメートル以上の地域に旅行した場合には、現に利用した交通機関に支払った実費額

(2) （略）

2 支出事務（その2）

各種委員会の委員報酬に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

（総務課）

※ 臨床研修委員会の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第204条に規定する報酬として同法第205条を適用し、復興特別所得税と併せて10.21%の税率で847円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,453円としていた。

しかしながら、当該委員報酬については、同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて1,230円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,070円とすべきであった。

なお、地域医療支援病院委員会及び倫理委員会においても、同様の例が認められた。

所得税基本通達

法第28条《給与所得》関係

（委員手当等）

28-7 国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。（平2直法6-5、直所3-6改正）

所得税法

（給与所得）

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 （略）

（源泉徴収義務）

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 （略）

（賞与以外の給与等に係る徴収税額）

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）並びに当該申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には第194条第1項第6号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族とし、当該申告書に記載された控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第4項に規定する国外居住親族（第187条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）及び第190条第2号ハ（年末調整）において「国外居住親族」という。）である場合には第194条第4項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。次条において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ～ヘ （略）

(2) 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給

与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第195条第1項第3号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（これらの控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が同条第4項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に応ずる次に定める税額

イ～ニ （略）

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第3の乙欄に掲げる税額

へ （略）

(3) 労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの その給与等の金額に応じ、別表第3の丙欄に掲げる税額

2 （略）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 （源泉徴収義務等）

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項（同条第11項において準用する場合を含む。）、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第37条の11の4第1項、第37条の14の2第8項、第41条の9第3項、第41条の12第3項、第41条の12の2第2項から第4項まで及び第41条の22第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

3～7 （略）

（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等（次条において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

(1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

(2) （略）

2 （略）

3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

給与所得の源泉徴収税額表（平成28年分）

日額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第二（平成27年3月31日財務省告示第114号改正））

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	175	115	65	10	0	0	0	0	810	0
7,100	7,200	175	120	65	15	0	0	0	0	840	0
7,200	7,300	180	125	70	15	0	0	0	0	860	0
7,300	7,400	185	125	75	20	0	0	0	0	890	0
7,400	7,500	185	130	75	25	0	0	0	0	920	0
7,500	7,600	190	135	80	30	0	0	0	0	960	0
7,600	7,700	195	135	85	30	0	0	0	0	990	0
7,700	7,800	200	140	85	35	0	0	0	0	1,020	0
7,800	7,900	200	150	90	40	0	0	0	0	1,060	0
7,900	8,000	205	150	95	40	0	0	0	0	1,090	0
8,000	8,100	210	155	100	45	0	0	0	0	1,120	0
8,100	8,200	210	160	100	50	0	0	0	0	1,150	0
8,200	8,300	215	165	105	50	0	0	0	0	1,190	0
8,300	8,400	220	165	110	55	5	0	0	0	1,230	0
8,400	8,500	220	170	110	60	5	0	0	0	1,260	0

（以下略）

3 契約事務（その1）

業務委託契約において、債務負担行為設定年度経過後に複数年契約を締結していた。

（医事課）

※ 現金輸送等業務委託については、平成27年12月補正予算において、平成28年度から平成29年度までの債務負担行為の承認を得たものであり、債務負担行為設定年度である平成27年度中に契約を締結すべきところ、平成28年3月に入札を執行し、契約伺書の決裁を受けていたものの、平成28年4月1日に複数年契約を締結していた。

地方自治法

（会計年度及びその独立の原則）

第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 （略）

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めおかなければならない。

（予算の内容）

第215条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

- (1) 歳入歳出予算
- (2) 継続費
- (3) 繰越明許費
- (4) 債務負担行為

- (5) 地方債
- (6) 一時借入金
- (7) 歳出予算の各項の経費の金額の流用

地方自治法施行令

(会計年度経過後の予算の補正の禁止)

第148条 予算は、会計年度経過後においては、これを補正することができない。

市町村財務事務提要（福島県）

第2章 予算 第1節 通則

3 予算の内容

(4) 債務負担行為

ア 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない（法214）。

従って、債務負担行為として設定する額は、当該債務負担行為に係る契約について、歳出予算で計上されている額を除いた額ということになる。

イ 債務負担行為を設定する場合には、その行為の事項、期間、限度額を定め、予算の内容として議会の議決を受けなければならないが、限度額については、金額による表示が困難なものは、文言で記載してもよいものとされている（施行規則14）。

ウ 予算で債務負担行為として定めた場合、これを根拠として支出負担行為（契約）をすることになるが、支出をする場合には、改めて歳出予算に計上するとともに、当該支出額について支出負担行為（支出命令を発したとき）をすることになる。この場合、前の支出負担行為は、契約を締結するための支出負担行為であり、後の支出負担行為は、支出を決定するための支出負担行為となる。

エ 国庫債務負担行為については、予算の定めるところにより、数会計年度にわたって行為をすることができる（財政法26）ことになっているが、地方公共団体の債務負担行為に基づく執行力は、当該債務負担行為設定年度に限られ、年度経過後はこれに基づいて契約の締結をすることができない。つまり、平成9年度に1億円を限度とする債務負担行為を設定し、年度内に8千万円の契約を締結した場合、残りの2千万円については、年度内であれば追加契約をすることができるが、翌年度においてこれを根拠として追加契約することができないということになる。この場合には、改めて債務負担行為を設定しなければならない。

4 契約事務（その2）

契約事務において、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(情報システム管理室)

※ 文書管理システム保守業務委託契約において、いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が講じられていなかった。

いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げるものをいう。
 - ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
 - イ 測量又は設計に係る委託契約
 - ウ 工事用原材料の購入に係る契約
 - エ 役務の提供に係る委託契約
 - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
 - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
 - キ その他物件の買受け又は借受けに係る契約

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、病院事業における契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により病院事業における契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
 - (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
 - (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

いわき市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

(公共工事等における措置)

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

5 財産管理事務

固定資産の現物と帳簿情報が一致していない例が認められた。

(総務課)

※ 固定資産のうち「構築物」と「器械備品」について、取得年度が古く耐用年数が超過している資産の一部を抽出して実査（現物と帳簿の照合）を行ったところ、「構築物」は4件中3件、「器械備品」は4件中2件について、現物が確認できなかった。

今後、新病院建設の進捗に伴い、固定資産の除却や取得が相当数発生することが見込まれる。共立病院では固定資産の実査を定期的に行っていないが、このような状況は、台帳精度を保つ上で問題が大きいとため、財務書類の正確性確保に向け、何らかの実査を毎年度行う必要がある。

いわき市病院事業会計規程

(固定資産の管理)

第80条 固定資産に関する総括事務は、総務課長が行う。

(固定資産の管理)

第89条 管理担当課長は、善良な管理者の注意をもって固定資産の管理を行わなければならない。

(売却等)

第90条 管理担当課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって決裁者の決定を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
- (4) 予定価額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の事由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限り行うことができる。

(器械、器具等の用途廃止)

第91条 管理担当課長は、器械及び器具その他これらに類する固定資産のうち、著しく損傷を受けていることその他の事由によりその用途に使用できなくなったものについては、決裁者の決定を受けて、再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものとの区分して、再使用できるものについては、たな卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(報告)

第92条 管理担当課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく病院長に報告しなければならない。

(台帳の整理等)

第93条 管理担当課長は、固定資産の取得、処分、事故等により、当該固定資産に増減又は異動があった場合は、直ちに固定資産台帳を整理し、関係図面を添付して常時その現状を明らかにしておかなければならない。

2 管理担当課長は、固定資産を取得し、若しくは処分し、又はその管理形態の変更により、登記又は登録を要する場合は、法令の定めるところに従って遅滞なくその手続をしなければならない。

いわき市病院事業分課規程

(事務局の事務分掌)

第10条 事務局においては、次に掲げる業務をつかさどる。

経営企画課～医事課 (略)

病院建設課

(1)～(7) (略)

(計画推進室)

(8) 新病院建設及び運営に係る計画の調整に関すること。

(9) 病院建設に関する財源の確保、収支の調整に関すること。

(10) 契約事務の総合調整に関すること。

(11) 工事請負(工事に係る設計、測量、製造、試験及び調査を含む。)及び工事又は製造用原材料の購入並びに物品に係る入札参加資格に関すること。

(12) 資産(総務課の所管する資産を除く。)の取得、管理及び処分に関すること。

(13) 物品の購入及び管理の統括に関すること。

(14) 固定資産台帳に関すること。

(15) 建設業者選定委員会に関すること。

平成20年度包括外部監査の結果に関する報告書及びこれに添えて提出する意見(いわき市病院局所管の病院事業に関する財務事務の執行と経営に係る事業の管理について)

(抜粋) 138～140ページ

① 1年に1回は固定資産の実査を行うべきもの

(指摘)

固定資産は、現物1つ1つが台帳上に、帳簿価額として金額で評価され、その合計が貸借対照表上の計上額に一致すべきものとして、管理されるものである。

固定資産については台帳を整理することの規定はあるものの、台帳が整理されているものについて実査を行い、その実在性を確認する旨の規定は設けられていない。このため、固定資産台帳の整理されている資産がすべて実在するものであるか、あるいは現物としての財産がすべて適切に管理されているかが不明確となっている。

固定資産の現物の確認状況は、共立病院および常磐病院において以下のとおりであった。

(中略)

共立病院および常磐病院ともに、除却済みあるいは確認できない物品については、それ以前

(※平成18年以前)のいつ、実査が行われたか判明していないが、相当数の品目が管理されず廃棄されたのか、持ち出されたのか不明なまま、会計処理上、廃棄されている。

除却申請があったものだけ台帳整理すればよいというものでなく、年1度は、全固定資産について実査を行い、台帳を整理する必要がある。

【事例】 実査の結果

○ 構築物

資産番号	名称	取得年月日	耐用年数	帳簿価額	結果
構 0048	クーラー	S44. 3. 31	6 年	130, 000 円	現物なし
構 0061	クーラー設備	S44. 8. 21	6 年	37, 500 円	現物なし
構 0097	冷房設備	S46. 8. 23	6 年	165, 000 円	現物なし
構 0103	防火施設	S46. 10. 30	6 年	690, 000 円	現物あり

※ 実査を行った4件の構築物のうち、3件について現物が確認できなかった。

○ 器械備品

資産番号	名称	取得年月日	耐用年数	帳簿価額	結果
器 1118	円運動追跡装置	S49. 12. 31	8 年	22, 000 円	現物あり
器 1149	渦流浴	S50. 3. 31	10 年	115, 300 円	監査期間中に更新
器 1189	ニコン顕微鏡 (LUR-KE)	S49. 5. 31	8 年	65, 500 円	現物なし
器 1191	ノーベルコロナ PM-3 型	S50. 5. 31	8 年	30, 000 円	現物なし

※ 実査を行った4件の器械備品のうち、2件について現物が確認できなかった。

<意見又は要望とする事項>

1 特定事項（医師確保に向けた取組みについて）

地域住民が良質な医療を安定的に享受できるようにするためには、医師や助産師、看護師等の医療従事者の確保が不可欠である。しかし、現在、総合磐城共立病院においては、常勤医師の不在・不足により、一部の診療科について、診療制限等の措置をとらざるを得ない状況であり、医師の確保が喫緊の課題となっている。

そのため、医師の招聘に向けては、市長をはじめ病院事業管理者、病院長等が大学医局等に対し、継続的な医師派遣や増員について積極的に働きかけているほか、東北大学医学部との連携大学院や福島県立医科大学の寄附講座による医師派遣などの取組みを行っている。

また、臨床研修医の確保を図るため、病院実習や見学を希望する医学生を随時受け入れているほか、「いわき地域医療セミナー」の参加者を積極的に受け入れている。さらに、大学等が主催する臨床研修病院説明会等への参加や、高校生等を対象とした説明会等の実施などにも取り組んでいる。

その結果、常勤医師については、平成28年度は119人となり、平成24年度の110人から9人増加した。また、臨床研修医については、平成29年度採用の臨床研修医マッチング（組み合わせ決定）において、10人の定員に対して8人の内定者が得られるなど、一定の成果が表れているものと思われる。

このような中、総合磐城共立病院医師が収賄の疑いで逮捕、起訴されるという事件が発生したことは、誠に残念である。今後、裁判の中で事実関係が明らかになるが、「良質な医療の提供を支える医療従事者の確保と育成」を基本方針に掲げ、病院職員が一丸となって取り組んでいる現状を踏まえると、これからの医療従事者の確保に負の影響をもたらす懸念があることから、市民の健康と生命を守る市立病院として、必要な医療の提供に万全を期し、その信頼を守っていくことが求められる。

総合磐城共立病院は、平成30年12月の開院を目指して、現在、新病院の建設が進められている。また、福島県が今年度に策定を予定している「地域医療構想」との整合を図りながら、新たな「公立病院改革プラン」の策定を進めているところであり、地域の中核病院・自治体病院として良質な医療を提供するため、新病院での診療体制の構築等により必要となる医療従事者の数を検討し、その確保に向けて効果的な施策を実施していくことが望まれる。

2 特定事項（組織の活性化について）

総合磐城共立病院においては、平成27年1月にいわき市病院事業中期経営計画（2014～2016）を策定しており、計画期間3か年における病院の目指すべき方向性、職員の行動指針を「新病院の開院を見据え、高度急性期を担う地域の中核病院として良質な医療の提供と健全経営の推進」と定め、4つの基本方針のもと11の重点施策を実施している。

この計画は、前計画（2012～2014）の成果を踏まえたものであるが、組織の活性化については、基本方針の「将来にわたり安定した経営基盤の確立」のもと、重点施策の「経営管理体制の強化と組織の活性化」を進めることとしており、前計画の基本方針『『活性型組織』に向けた目標・目的意識の向上』に引き続く取組みとなっている。

活性型組織とは、職員の意欲度・満足度ともに高い模範的な組織であるが、平成26年度における職員意識調査の結果は、平成23年度に引き続き「準不活性型組織」となっており、職員の意欲度・満足度も低下している。そのため、総合磐城共立病院では、調査結果やこれまでの労使交渉を踏まえ、平成27年度には夜間看護等手当を増額し、平成28年度には各種手当を新設し、また看護職における人員確保に配慮した採用計画を定めたところである。

これらの取組みによる成果は、次期計画の策定に向けた今年度の職員意識調査の中で明らかになるが、医療職や行政職など職員全体の意欲度・満足度の向上が、地域の中核病院として市民に良質な医療を提供することにつながることから、調査の結果を踏まえ、必要な施策を次期計画に位置付けるとともに、組織の活性化に向けて継続的に取り組むことが望まれる。

3 特定事項（医師住宅の確保における経済性の向上について）

総合磐城共立病院においては、医局人事により異動する医師が、単身又はその家族とともに遠方から円滑に赴任することができるよう予め一定数の住宅を確保している。

東日本大震災の発災後、本市を取り巻く環境は一変し、5年を経過した今もその影響は各分野に及んでおり、不動産関係においても宅地の不足、新築着工数の増加、借家住宅の不足等といった大きな影響が生じている。このような状況のなかで、借家不足に対応し、また医師住宅に入居する医師の家族構成に応じて臨機に対応するため、予め複数のタイプの住宅を確保する必要性は認められる。

しかし、医師住宅の入居状況をみると、平成28年6月30日現在において、賃借分として確保している戸数は96戸であり、その賃料等の支出予定年額は98,495,440円となるが、うち空戸数は26戸となっており、その賃料等は27,213,600円と見込まれている。

病院事業の経営の観点から、空室で賃料等を支払う物件は可能な限り縮減すべきものである。最長で20年の長期継続契約を締結しているものもあることから、これらを含め一定期間に渡って空室が継続する場合等には賃借契約の見直しを行い、医師住宅の確保における経済性を向上させる必要がある。

（総務課）